

ロシアにおける意匠の機能性および 視認性



西村あさひ法律事務所
(Nishimura & Asahi)

弁理士 谷口 登

西村あさひ法律事務所所属 1997年に弁理士登録をして以降、国内外の商標・意匠業務（模倣品対策も含む）に従事。2015年、2016年は日本弁理士会の意匠委員会副委員長、2017年は日本弁理士会の意匠委員会の委員長を歴任。「ロシア知的財産制度と実務」（商標・意匠部分を執筆 経済産業調査会）等の著書がある。

知的財産の保護を規定するロシア民法典第4部には、意匠の機能性に関する規定があり、登録要件の判断にはもちろんのこと、保護範囲の解釈の際に影響がある。一方、意匠の視認性について直接的な規定はないが、当然に意匠として保護を受けるためには必要である。

1. 機能性

(1)登録

ロシア民法 1352 条 1 項では、「専ら物品の技術的機能により決定される特徴は、意匠において保護される特徴ではない。」と規定されている。したがって、物品の技術的機能により決定される形状等のみからなる意匠については、日本と同様、登録を受けることができない。

ただし、機能的な形状であってもその機能を発揮するための代替形状等がある場合は、「専ら物品の技術的機能により決定される特徴」には該当せず、登録を受けることが可能である。

また、意匠の一部に「専ら物品の技術的機能により決定される特徴」を含む場合であっても、当該意匠全体としてみれば、「物品の技術的機能により決定される特徴」のみからなるものとはいえない場合は、登録を受けることが可能である。

一方、「専ら物品の技術的機能により決定される特徴」の部分のみを登録を求め部分とし、それ以外の部分を破線で描くこと等により登録を求めない部分とした

場合は、当該意匠の登録を求める部分は、「専ら物品の技術的特徴により決定される特徴」のみとなるため、登録を受けることができない。

ロシア民法典には、プラグのソケットのように、いずれか一方の機能を発揮させるために機械的に相互連結する物品のようないわゆるマストフィット部品に関する保護除外規定は存在しない。もっとも、いわゆるマストフィット部品は、「専ら物品の技術的特徴により決定される特徴」のみからなるものとして登録を受けることができない場合が多いのではないかと、思料する。

(2)保護範囲

権利の効力は「意匠の本質的特徴のすべてを含む」ものや「事情に通じた消費者に特許意匠（意匠）と同じ全体的な印象を与える特徴の組み合わせを含む」ものに及ぶ（民法 1358 条 3 項）。

意匠の一部に機能的な特徴を含む場合であっても、「専ら物品の技術的特徴により決定される特徴」とはいえない場合、例えば、靴底の模様やタイヤのトレッドパターンのような場合は、これらが技術的な機能を発揮できるとしても、これらの部分が意匠の保護範囲の解釈の際、「意匠の特徴部」から除外されることはないと解される。

一方、意匠の一部に含まれる機能的な特徴が「専ら物品の技術的特徴により決定される特徴」に該当する場合は、当該部分は、意匠として保護される特徴ではなく、これを除外した上で、意匠の保護範囲が解釈されることになる。

「専ら物品の技術的特徴により決定される特徴」が物品の一部に含まれる場合、当該部分の特徴は除外した上で意匠の保護範囲について解釈されるのはもちろんのこと、当該部分も実線で描かれ物品全体について意匠として保護を受けている場合にも、当該部分の特徴は除外した上で、意匠の保護範囲について解釈されることになるかと解される。つまり、このようなケースの場合、部分意匠として登録を受けても全体意匠として保護を受けても、保護範囲は理論上は同じと考えられる。

なお、意匠の保護範囲は、物品の用途が類似するものに限られる（民法 1358 条 3 項）ため、「専ら物品の技術的特徴により決定される特徴」を除いた部分が共通するとしても、物品の用途が異なるものに対しては、権利の効力は及ばない。

2. 視認性

ロシア民法典には、意匠の視認性を要求する直接的な規定は存在しない。もっとも、意匠は物品の外観である（民法 1352 条 1 項）ため、意匠は物品の外部から視認できるものであることが必要である。物品の内部構造の形状等については、原則として意匠として登録を受けることはできない。ただし、物品の内部の形状等であっても、通常の使用時において最終使用者が視認できるものである場合、例えば、自動車の内装については、意匠として登録を受けることが可能である。

また、ロシア民法典では、ヨーロッパ等の法令とは異なり、通常の使用時において視認できること自体を登録要件として規定してはいない。プリンター用のインクカートリッジのように使用時には視認できないものであっても、物品の外観といえるものについては、意匠として保護を受けることができる。

【ソース】

- ・ロシア民法典第 4 部

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf

- ・JETRO 模倣対策マニュアル・ロシア編（2016 年 3 月）

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/document/manual/russia01.pdf>

- ・ロシア知的財産制度と実務（黒瀬雅志編著 経済産業調査会）

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）